

第14次労働災害防止計画 1年目の実施状況について

第168回安全衛生分科会資料

第14次労働災害防止計画の概要

令和5年(2023年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日までの5か年計画

計画の方向性

- 事業者の**安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備**を図っていく。そのために、厳しい経営環境等さまざまな事情があったとしても、**安全衛生対策に取り組むことが事業者の経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であると**周知**する。
- 転倒等の個別の安全衛生の課題に取り組んでいく。
- 誠実に安全衛生に取り組まず、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

8つの重点対策

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

② 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進
陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業

⑦ 労働者の健康確保対策の推進
メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進
化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

死亡災害：5%以上減少

死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

重点項目ごとの取組状況

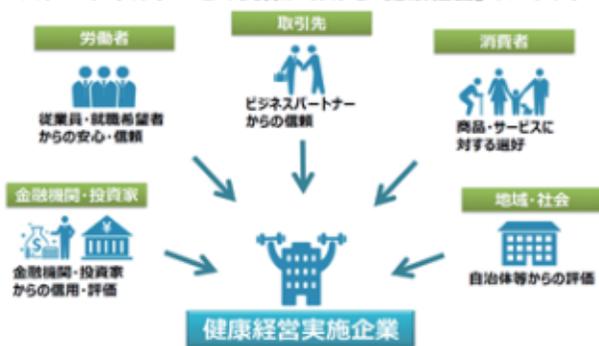
1. 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

事業者に取り組んでもらいたいこと

安全衛生の取組を見える化する仕組みを活用し、主体的に安全衛生対策に取り組む。

*国等は、安全衛生経費の確保の重要性について、実際に業務を行う事業者は元より仕事の注文者に対しても周知啓発を行う。

ステークホルダーとの関係における「健康経営」のメリット



「健康経営の取組メリット」

- ビジネスパートナーからの信頼
- 金融機関・投資家からの信用・評価
- 商品・サービスに対する選好等

【SAFEコンソーシアム】 【安全衛生優良企業公表制度】



「健康経営の認定実績(2022年度)」

- 健康経営優良法人(大規模法人部門) : 2,676件
- 健康経営優良法人(中小規模法人部門): 14,012件

【SDGs(Sustainable Development Goals)】

目標3 **あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保**し、福祉(ウェルビーイング)を促進する。

3.9:2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。

目標8 **包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。**

8.8:移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、**安全・安心な労働環境を促進する。**

安全かつ安心して働くことができる職場づくりは、「コスト」ではなく「人的投資」



- 労働者の安全と健康を守る
- 労働災害に伴う生産設備の停止や各種費用による経済的損失を回避(軽減)
- 人材の確保・育成を始めとする組織の活性化、業績向上、(社会的)価値の向上

重点項目ごとの取組状況

1. 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

2023年度の主な取組

【安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備に関する取組】

- ・ 「安全衛生優良企業公表制度」を引き続き実施（令和6年9月現在で認定企業数は延べ39社）。
- ・ 2022年度に健康経営度調査（健康経営優良法人認定における評価項目）に追加した転倒災害防止対策についての項目を周知。
- ・ 事業者が行う安全衛生対策の必要性を消費者・サービス利用者にも周知啓発を図るため、「SAFEコンソーシアム」事業において消費者・サービス利用者も対象とした「シンポジウム」を開催。併せて「SAFEコンソーシアム」事業において優良な取組を行う企業の表彰等を実施。また、「SAFEコンソーシアム」加盟者の安全衛生の取組を専用ウェブサイトで周知。
- ・ 中災防において、国立大学等との教授と連携し、講演や講義の機会を設け、学生に対する安全衛生教育を実施。
（2023年度：4大学、計5回実施、2024年度：6大学、計17回実施予定）
※ 令和7年度以降、災防団体補助金を用いた恒常化に向けて調整中

【労働災害情報の分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知】

- ・ 労働者死傷病報告について、報告事項の充実及び原則電子申請を義務化する労働安全衛生規則等を改正（令和6年3月18日公布）。また、労働者死傷病報告の原則電子申請義務化の円滑な施行（令和7年1月1日）に向けて、帳票作成支援システムを活用した申請方法を掲載した特設ページを新設し、439の業界団体等に電子メールで周知。

重点項目ごとの取組状況

1. 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

今後の主な対応（2024年度に実施中のものを含む。）

【安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備に関する取組】

- ・ 業務発注時の安全衛生活動実施に係る要件定義や発注側・受注側双方についての意識等について調査研究を行っており、その結果を踏まえ、業界団体等に周知【2024年度委託事業にて実施中】。
- ・ 安全衛生対策に取り組むことによる経営等へのメリットについて、安全衛生対策に係る金融機関等の融資事例を調査することにより研究を推進【2024年度委託事業にて実施中】。
- ・ 第三次産業における安全衛生対策の費用対効果、転倒・腰痛災害発生時の事業者による損失（損害賠償費用、追加人件費等）の定量化（「見える化」）に関する調査研究実施する【2024年度委託事業にて実施中】。
- ・ 各労働局が設置する「協議会」において、労働安全衛生コンサルタントの活用促進に向け呼びかけを行う。

【2024年度より各労働局等にて実施】

- ※ 協議会は、各都道府県のリーディングカンパニーや業界団体等を構成員とし、小売業・介護施設での安全衛生意識の啓発等を図るとともに、構成員が管内の安全衛生に対する機運醸成を推進することを目的としている。）
- ・ 安全衛生に関する取組の見える化を図る仕組みの求職者等への周知方法を検討。
- ・ 内閣官房と調整の上、人的資本可視化指針のうち、安全衛生関係の解説資料を作成中。
- ・ 「SAFEコンソーシアム」WEBサイトで労働安全衛生コンサルタントの制度や活用によるメリット等を周知予定。
- ・ 中小規模事業場が有する課題は、安全衛生のみならず、経営面にも及ぶため、コンサルタント会等と意見交換を行い、企業価値の向上のために安全衛生対策のインセンティブを調査予定。

【労働災害情報の分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知】

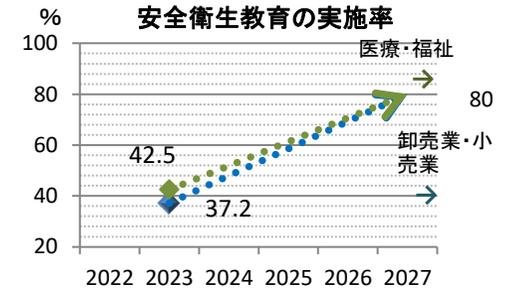
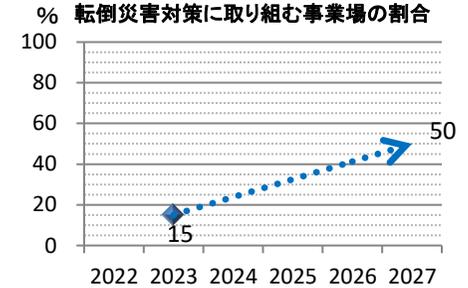
- ・ 労働者死傷病報告の電子申請原則義務化の円滑な施行に向け、リーフレットやポスターの配布、申請方法を分かりやすく説明する動画の作成、関係団体を対象にした説明会、SNSを用いた広報等を実施予定。

重点項目ごとの取組状況

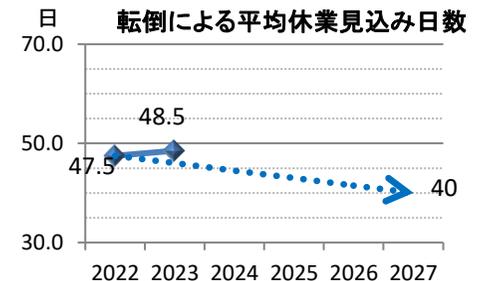
2. 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進(転倒災害防止対策)

アウトプット指標	2023年実績	目標値
転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする(労働安全衛生調査)。	15.0%	(2022年) (2027年) (5%)* → 50%以上
卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする(労働安全衛生調査)。	卸売業・小売業:37.2% 医療・福祉:42.5%	(2022年) (2027年) — → 80%以上 (参考)2016年労働安全衛生調査 卸売業・小売業:39.0% 医療・福祉:40.2%

*本防災計画策定の参考とした、2022年11月実施のアンケート結果



アウトカム指標	2023年実績	目標値の推移
増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける(労働者死傷病報告/労働力調査)。	詳細は次頁	2027年までに男女とも死傷年千人率の増加に歯止めをかける
転倒による平均休業見込み日数を2027年までに40日以下とする(労働者死傷病報告/労働力調査)。	48.5日	(2022年) (2027年) 47.5日 → 40日



重点項目ごとの取組状況

2. 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進(転倒災害防止対策)

アウトカム指標

増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける(労働者死傷病報告/労働力調査)。

転倒災害の年齢別男女別死傷年千人率(2023年分の青字が前年比減、赤字が前年比増)

	2021年		2022年		2023年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15～19歳	0.294	0.217	0.290	0.200	0.280	0.219
20～24歳	0.224	0.155	0.243	0.163	0.235	0.181
25～29歳	0.202	0.142	0.214	0.148	0.214	0.142
30～34歳	0.244	0.176	0.235	0.168	0.230	0.189
35～39歳	0.270	0.206	0.280	0.208	0.263	0.196
40～44歳	0.319	0.291	0.326	0.299	0.347	0.275
45～49歳	0.397	0.424	0.400	0.428	0.419	0.433
50～54歳	0.475	0.834	0.528	0.837	0.514	0.802
55～59歳	0.634	1.456	0.656	1.422	0.632	1.397
60～64歳	0.803	1.952	0.841	1.964	0.832	2.031
65～69歳	1.011	2.464	1.027	2.607	0.982	2.643
70～74歳	1.196	2.572	1.166	2.843	1.179	2.887
75～79歳	1.318	2.443	1.309	2.673	1.458	2.877
80～84歳	1.486	1.950	1.375	2.057	1.622	2.288
85歳～	0.900	1.400	0.833	1.450	1.600	1.250
小計	0.458	0.757	0.476	0.780	0.478	0.796
合計	0.598		0.619		0.628	

重点項目ごとの取組状況

2. 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進(転倒災害防止対策)

2023年度の主な取組

【新たな対策の企画・立案に関する取組】

- ・ 事業者の自発的な取組を引き出すための行動経済学的アプローチ(ナッジ等)等について、厚生労働科学研究費補助金による研究を実施(2025年度まで)
- ・ 骨密度、ロコモ度、視力等の転倒災害の発生リスクの見える化の手法について、厚生労働科学研究費補助金による研究を実施(2025年度まで)
- ・ 小売業向け動画による安全衛生教育ツールの開発(完成・公開は2024年度予定)
- ・ 労働安全衛生総合研究所を中心とする転倒災害等に係る研究者ネットワークの構築

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組】

- ・ 事業場における転倒災害防止対策の支援(装備や設備の導入等)のためのエイジフレンドリー補助金の拡充(転倒災害対策メニューの追加)
- ・ 中高年齢の女性労働者に多い転倒災害の発生状況の周知や、第三次産業の業界の実態に即した対策の要請のためのリーフレットの作成・配布、第三次産業における安全衛生対策の優良事例動画の作成、公開
- ・ 各都道府県労働局における小売業及び介護施設の+Safe(SAFE)協議会による対策の協議、好事例共有等
- ・ 転倒災害等を発生させた事業場に対する再発防止指導
- ・ 2022年度に追加した健康経営度調査(健康経営優良法人認定における評価項目)に転倒災害防止対策についての項目を周知
- ・ 産業保健総合支援センターから理学療法士や健康運動指導士等の相談員を事業場に派遣し、労働者の身体機能の維持改善を指導する事業を拡大

重点項目ごとの取組状況

2. 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進(転倒災害防止対策)

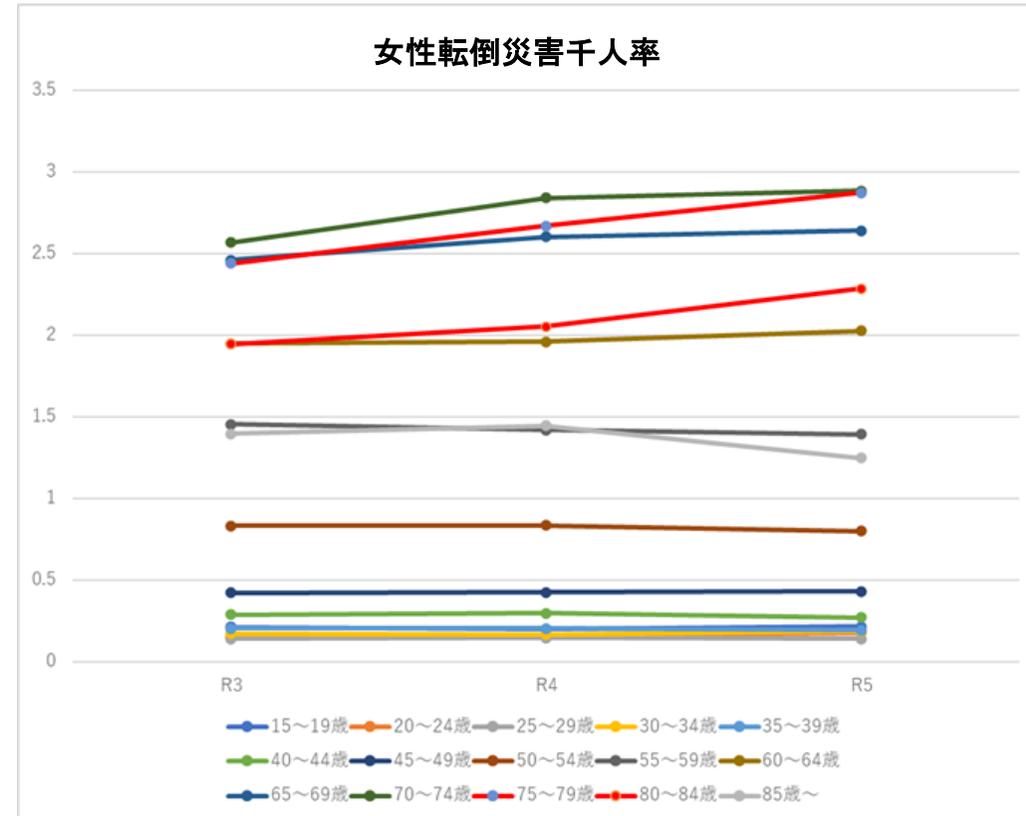
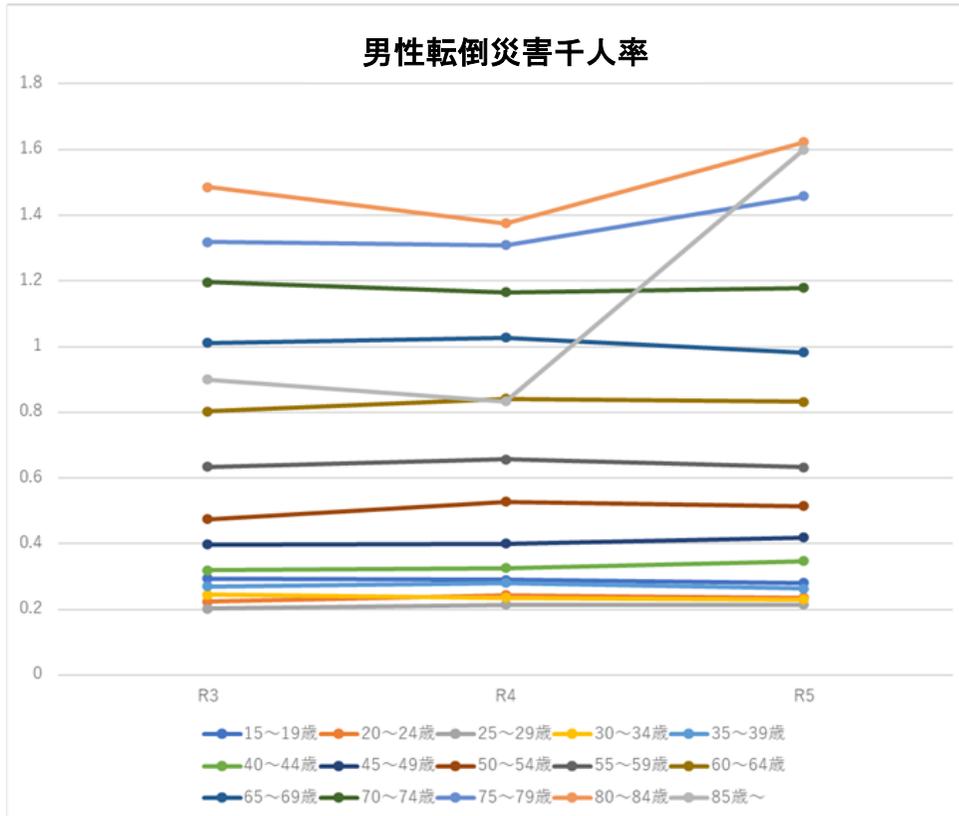
2023年進捗状況

	指標	データ(2023年)	要因分析
アウト プット	転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする	15.0%	ハード対策(作業環境改善等)に取り組んでいる事業場は78.1%であったが、ソフト対策(労働者の転倒や負傷のリスクの見える化や転倒しにくい身体づくり等)に取り組んでいる事業場は15.6%と低調であった。ソフト対策に取り組んでいない理由としては、「取り組み方がわからない」(32%)、「他の経営課題と比べて優先順位が低い」(31%)といったものであった。
	卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする	卸売・小売業:37.2% 社会福祉施設:42.5%	安全衛生教育の実施率が低い状況となっているが、「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」で指摘されたとおり、人手不足や顧客優先の習慣、災害防止に取り組む必要性の認識の低さ等が要因として考えられる。
アウト カム	増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける	6ページのとおり	男女とも70代後半以上で増加がみられる層もある。過去には少なかった身体機能の低下した労働者の慣れない仕事への就労が増えていることが、転倒災害発生率の押し上げ要因になっていることが推測される。(9ページ参照)
	転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする	48.5日(2.1%増)	2021年比で、女性の休業見込日数は減少(43.8日→42.6日)しているが、男性においては建設業や警備業等における死亡災害(転倒災害)の発生により増大(52.4日→53.7日)しており、全体として増大している(47.3日→48.5日)。なお、死亡災害の中には、重機ごと転倒したケース等も含まれており、死亡災害を除いた場合の平均休業見込日数は41.3日(2021年は41.5日)であった。引き続き、様々な切り口でデータを検証していく。

重点項目ごとの取組状況

2. 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進(転倒災害防止対策)

転倒災害千人率の推移(男女別)



重点項目ごとの取組状況

2. 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進（転倒災害防止対策）

今後の主な対応（2024年度に実施中のものを含む。）

【ソフト面の転倒災害対策に取り組む事業場の割合を増加させるための取組】

- ・ 取り組み方が分からない事業場向けの、ソフト面の転倒災害防止対策の方法をリーフレット等を通じて周知（2024年度～）
- ・ Sport in Lifeプロジェクトの労働局・労働基準監督署による周知（2024年度開始）、SAFEコンソーシアムシンポジウム等におけるスポーツ庁と連携した運動促進の啓発策の実施（2024年度）
- ・ 転倒・動作の反動等による労働災害発生時の損失及び対策による効果の可視化のための調査（委託事業）を実施（2024年度～）し、転倒災害対策の必要性を周知

【卸売業・小売業、医療・福祉の事業場における安全衛生教育を行う事業場の割合を増加させるための取組】

- ・ 転倒・動作の反動等による労働災害発生時の損失及び対策による効果の可視化のための調査（委託事業）を実施（2024年度～）し、安全衛生教育を含む転倒災害対策の必要性を周知（再掲）
- ・ 今後公開予定の動画による安全衛生教育ツールの利用勧奨とともに教育の実施の指導等を推進（2024年度～）
- ・ 介護施設向け動画による安全衛生教育ツールの開発を開始（2025年度）

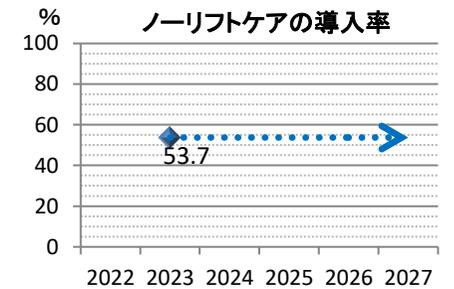
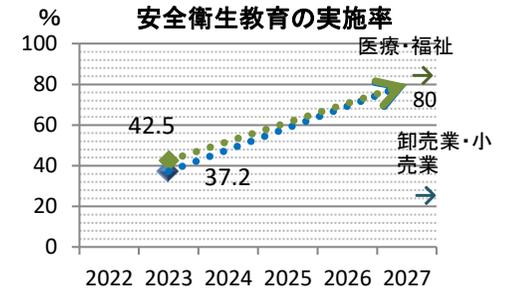
【未熟練の高年齢労働者の転倒災害を防止するための取組】

- ・ 「エイジフレンドリーガイドライン」のポイントのリーフレットの作成と配布（2024年度～）
- ・ 高年齢労働者の労働災害防止の更なる推進に向けた検討（2024年度～）

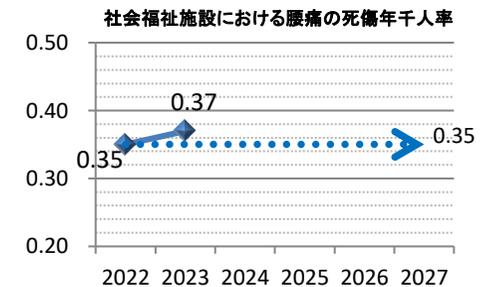
重点項目ごとの取組状況

2. 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進(腰痛防止対策)

アウトプット指標	2023年実績	目標値
卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする(労働安全衛生調査)。【再掲】	卸売業・小売業:37.2% 医療・福祉:42.5%	(2022年) (2027年) — → 80%以上 (参考)2016年労働安全衛生調査 卸売業・小売業:39.0% 医療・福祉:40.2%
介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる(労働安全衛生調査)。	53.7%	(2023年) (2027年) 53.7% → 53.7%以上 (参考)2022年アンケート調査で 「リフト等の介護機器・設備の使用により負担軽減を図っている」: 12.5% 「スライディングシート・ボードを使用させている」:29.2%



アウトカム指標	2023年実績	目標値
増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。(労働者死傷病報告/労働力調査)。	0.37	(2022年) (2027年) 0.35 → 0.35未満



重点項目ごとの取組状況

2. 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進(腰痛防止対策)

2023年度の主な取組

【新たな対策の企画・立案に関する取組】

- 「第三次産業における腰痛予防対策推進事業」として、保健衛生業、社会保険・社会福祉・介護事業を行う施設・事業所に対し、ノーリフトケアの導入状況に関する自主点検を実施した上、支援を希望する事業場(27事業場)に対して専門家を派遣し、改善に向けたアドバイス等を提供

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組】

- 各都道府県労働局における小売業及び介護施設の+Safe(SAFE)協議会による対策の協議、好事例共有等
- 腰痛を発生させた事業場に対する再発防止指導
- 「第三次産業における腰痛予防対策推進事業」として、保健衛生業、社会保険・社会福祉・介護事業を行う施設・事業所に対し、ノーリフトケアの導入状況に関する自主点検を実施した上、支援を希望する事業場(27事業場)に対して専門家を派遣し、改善に向けたアドバイス等を提供(再掲)
- 中央労働災害防止協会が実施する安全衛生サポート事業により、中小規模の事業場を対象に集団支援、個別支援を実施

2023年進捗状況

	指標	データ(2023年)	要因分析
アウトプット	卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする【再掲】	卸売・小売業: 37.2% 社会福祉施設: 42.5%	安全衛生教育の実施率が低い状況となっているが、「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」で指摘されたとおり、人手不足や顧客優先の習慣、災害防止に取り組む必要性の認識の低さ等が要因として考えられる。
	介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる	53.7%	本調査ではノーリフトケアを導入していない理由は調査できていないことから、今後、再発防止対策書の集計により理由等を把握し、分析を行う。
アウトカム	増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる	0.37 (5.7%増)	社会福祉施設における労働者の高齢化が進んでいることが、腰痛の死傷年千人率が増加した原因の1つとして考えられる。 <small>社会保険・社会福祉・介護事業における60歳以上就業者数の割合: 2022年25.3%→2023年25.9%</small>

重点項目ごとの取組状況

2. 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進（腰痛防止対策）

今後の主な対応（2024年度に実施中のものを含む。）

【卸売業・小売業、医療・福祉の事業場における安全衛生教育を行う事業場の割合を増加させるための取組】

- ・ 転倒・動作の反動等による労働災害発生時の損失及び対策による効果の可視化のための調査（委託事業）を実施（2024年度～）し、安全衛生教育を含む転倒災害対策の必要性を周知（再掲）
- ・ 今後公開予定の動画による安全衛生教育ツールの利用勧奨とともに教育の実施の指導等を推進（2024年度～）（再掲）
- ・ 介護施設向け動画による安全衛生教育ツールの開発（2025年度～）（再掲）

【ノーリフトケアを導入する事業場の割合を増加させるための取組】

- ・ ノーリフトケアを導入していない理由について、事業場への調査等により把握（2024年度～）
- ・ 社会福祉施設におけるノーリフトの実施状況に関するアンケート結果を公表し、労働局における腰痛予防対策を啓発し、ノーリフトの活用事例集と併せて周知。（2024年度～）
- ・ 社会福祉施設関係団体と定期的な意見交換を通じたノーリフトケアの推進。（2024年度～）
- ・ 各労働局で設置している＋Safe協議会を介して、地方労働局においての腰痛防止対策の取組に関する情報共有、周知。（2024年度～）

【社会福祉施設の高年齢労働者の腰痛防止対策】

- ・ ノーリフトケアを導入していない理由について、事業場への調査等により把握（2024年度～）
- ・ 社会福祉施設におけるノーリフトの実施状況に関するアンケート結果を公表し、労働局における腰痛予防対策を啓発し、ノーリフトの活用事例集と併せて周知。（2024年度～）
- ・ 社会福祉施設関係団体と定期的な意見交換を通じたノーリフトケアの推進。（2024年度～）
- ・ 各労働局で設置している＋Safe協議会を介して、地方労働局においての腰痛防止対策の取組に関する情報共有、周知。（2024年度～）

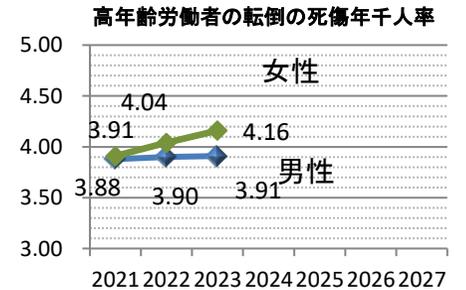
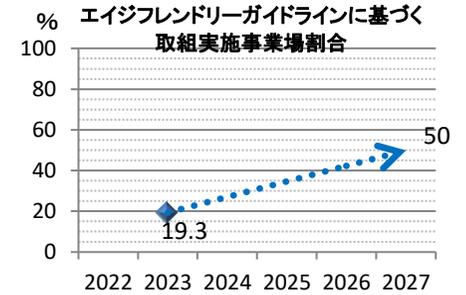
重点項目ごとの取組状況

3. 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

アウトプット指標	2023年実績	目標値
エイジフレンドリーガイドラインに基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする（労働安全衛生調査）。	19.3%	(2022年) (2027年) (11.2%)* → 50%以上

*本防災計画策定の参考とした、2022年11月実施のアンケート結果

アウトカム指標	2023年実績	目標値
増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける（労働者死傷病報告/労働力調査）。	男性 3.91 女性 4.16 <small>(参考)</small> 60代 男性3.75 女性4.00 70代 男性4.33 女性4.70 80代以上 男性4.31 女性3.18	2027年までに60歳以上の男女の死傷年千人率の増加に歯止めをかける



重点項目ごとの取組状況

3. 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

2023年度の主な取組

【新たな対策の企画・立案に関する取組】

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」の普及のためのエッセンス版の作成に向けた、高年齢労働者の労働災害の状況等についての研究(厚生労働科学研究費補助金)の実施(2025年度まで)

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組】

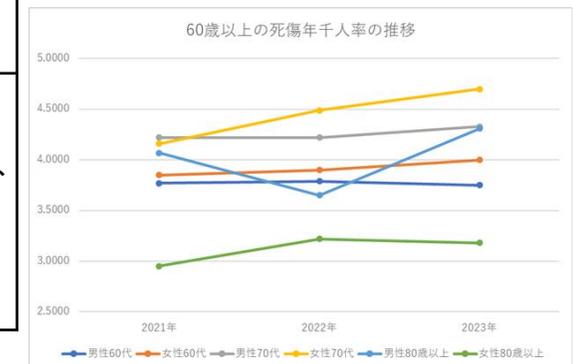
- ・「エイジフレンドリーガイドライン」の周知、高年齢労働者が被災する災害を発生させた事業場に対する再発防止指導
- ・事業場における転倒災害防止対策の支援(装備や設備の導入等)のためのエイジフレンドリー補助金の拡充(転倒災害対策メニューの追加)(再掲)

2023年進捗状況

	指標	データ(2023年)	要因分析
アウトプット	エイジフレンドリーガイドラインに基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする	19.3%	高年齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいない理由として、「自社の60歳以上の労働者は健康である」(48.1%)、「取り組み方が分からない」(33.5%)となっている。
アウトカム	増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける	男性 3.91 女性 4.16	増加がみられる層もある。過去には少なかった身体機能の低下した労働者の慣れない仕事への就労が増えていることが、災害発生率の押し上げ要因になっていることが推測される。

60歳以上の死傷年千人率

	2021年	2022年	2023年
男性60代	3.77	3.79	3.75
女性60代	3.85	3.90	4.00
男性70代	4.22	4.22	4.33
女性70代	4.16	4.49	4.70
男性80歳以上	4.07	3.65	4.31
女性80歳以上	2.95	3.22	3.18



重点項目ごとの取組状況

3. 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

今後の主な対応（2024年度に実施中のものを含む。）

【エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組を実施する事業場の割合を増加させるための取組】

- ・ 転倒・動作の反動等による労働災害発生時の損失及び対策による効果の可視化のための調査(委託事業)を実施(2024年度～)し、対策の必要性を周知(2024年度～)
- ・ 労働局・労働基準監督署から個別の中小事業場への「エイジフレンドリーガイドライン」と「エイジフレンドリー補助金」の一体的な周知(2024年度～)
- ・ 「エイジフレンドリーガイドライン」のポイントのリーフレットの作成と配布を行い、ガイドラインに基づく取組を周知(2024年度～)
- ・ 厚生労働省SNSや月刊厚生労働等始めとしたあらゆるメディアを通じたエイジフレンドリーガイドラインの周知(2024年度)

【未熟練の高年齢労働者における労働災害防止対策】

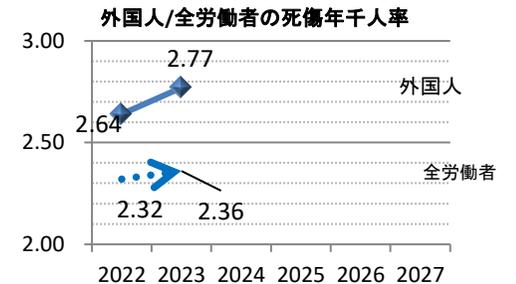
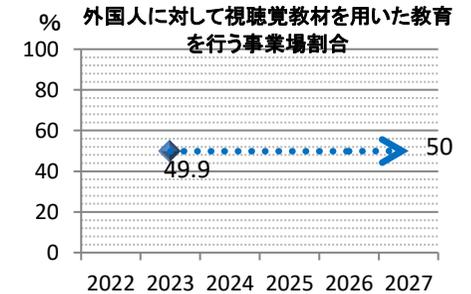
- ・ 「エイジフレンドリーガイドライン」のポイントのリーフレットの作成と配布(2024年度～)(再掲)
- ・ 高年齢労働者の労働災害防止の更なる推進に向けた検討(2024年度～)(再掲)

重点項目ごとの取組状況

4. 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

アウトプット指標	2023年実績	目標値
母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする（労働安全衛生調査）。	49.9%	(2022年) (2027年) — → 50%以上 (参考)2020年労働安全衛生調査 外国人労働者にわかる方法で災害防止の教育を行っている:25.1% わかる言語で説明するなど、作業手順を理解させている:49.8%

アウトカム指標	2023年実績	目標値
外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに労働者全体の平均以下とする（労働者死傷病報告/外国人雇用状況）。	2.77 (労働者平均2.36)	(2022年) (2027年) 2.64(労働者平均2.32)→労働者平均以下



重点項目ごとの取組状況

4. 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

2023年度の主な取組

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組】

- ・ 外国人を使用する事業者向け安全衛生管理(母国語による安全衛生教育等)の無料セミナーを全国で実施
- ・ 外国人技能実習機構において、実習実施者の行う安全衛生管理や監理団体が行う監査に活用するために作成した多言語の安全衛生対策マニュアル(4職種)を実習実施者や監理団体に対して周知

2023年進捗状況

	指標	データ(2023年)	要因分析
アウトプット	母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする	49.9%	ほぼ目標に近い数字となっているが、外国人労働者に分かりやすい方法で教育を実施していない理由は調査できていないことから、今後、業界団体へのアンケート等により理由等を把握し、分析を行う。
アウトカム	外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに労働者全体の平均以下とする	2.77 (労働者全体:2.36)	製造業や建設業における労働災害が多くなっており、また、経験期間の短い労働者による労働災害が多発している。 なお、外国人労働者の業種別労働者数の割合をみると、労働者全体と比較して、製造業や建設業の割合が高くなっている。

今後の主な対応 (2024年度に実施中のものを含む。)

【外国人労働者に分かりやすい方法で教育を実施する事業場の割合を増加させるための取組】

- ・ 外国人労働者に危険を直観的に理解させ不安全行動を抑制させる安全表示の開発(委託事業)(2024年度)
- ・ 技能実習生をはじめとした外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育に有効な手法を提示するため、諸外国における制度等を研究(厚生労働科学研究費補助金)(2024年度～)

【外国人労働者の死傷年千人率を減少させるための取組】

- ・ 外国人労働者の災害発生状況の分析及びその結果を踏まえた業種、属性(国籍・在留資格等)に応じた指導等の実施(2024年度～)

5. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

2023年度の主な取組

- ・ 請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても労働者と同等の有害物質による健康障害防止措置を事業者に義務付けた改正安全衛生規則(2023年4月施行)の周知及び履行確保
- ・ 「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」報告書の取りまとめ(2023年10月)
- ・ 改正省令や検討会報告書の内容についての関係団体等を通じた会員事業場等に対する周知

今後の主な対応（2024年度に実施中のものを含む。）

- ・ 事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、危険箇所等で作業に従事する労働者以外の者や危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等を対象とする保護措置を義務付けた改正労働安全衛生規則等(2024年4月公布)の周知
- ・ 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」(2024年5月公表)の周知
- ・ 個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方について、第161回労働政策審議会安全衛生分科会(2024年4月～9月)から議論いただいたところであり、今後、安全衛生分科会での議論を踏まえ、必要な対応を行う

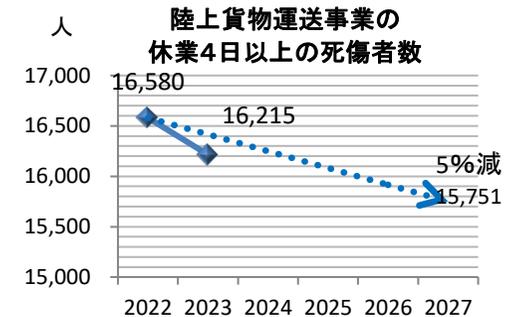
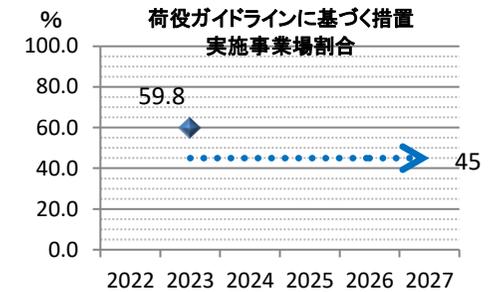
重点項目ごとの取組状況

6. 業種別の労働災害防止対策の推進(陸上貨物運送事業)

アウトプット指標	2023年実績	目標値
荷役作業における安全ガイドラインに基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする（労働安全衛生調査）。	59.8%	(2022年) (2027年) (33.5%)* → 45%以上

*本災防計画策定の参考とした、2022年11月実施のアンケート結果

アウトカム指標	2023年実績	目標値
陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる（労働者死傷病報告）。	16,215人	(2022年) (2027年) 16,580人 → 15,751人以下



重点項目ごとの取組状況

6. 業種別の労働災害防止対策の推進(陸上貨物運送事業)

2023年度の主な取組

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組】

- ・ 陸上貨物運送事業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)に対して、「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく措置の徹底の指導。
- ・ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛予防対策の徹底の指導
- ・ 荷役作業に伴う労働災害を発生させた事業場に対する再発防止指導の実施
- ・ 荷役作業における労働災害防止対策の充実強化を図るための改正労働安全衛生規則等(2023年3月公布)について、全都道府県において説明会(陸災防補助事業)等による制度周知
(改正内容)
 - ①昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大
 - ②テールゲートリフターを使用して荷を積み下ろす作業への特別教育の義務化 等
- ・ 「荷役作業における陸上貨物運送事業の安全衛生活動支援事業」(陸災防補助事業)により、荷役労働災害防止対策に関する個別コンサルティング、関係行政機関・関係団体の参画による荷主との協議会等の実施

2023年進捗状況

	指標	データ(2023年)	要因分析
アウトプット	荷役作業における安全ガイドラインに基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を2027年までに45%以上とする	59.8%	制度改正等を契機として、陸上貨物運送事業者、荷主等において、荷役災害の防止対策に関する理解が進んだことが考えられる。
アウトカム	陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。	16,215人 (2.2%減)	荷役作業に特に関連する「墜落・転落」(2.0%減)、「動作の反動・無理な動作」(1.3%減)、「激突され」(7.2%減)はいずれも減少しており(括弧内は前年比)、これらを中心に全体についても着実な減少となった。

重点項目ごとの取組状況

6. 業種別の労働災害防止対策の推進(陸上貨物運送事業)

今後の主な対応 (2024年度に実施中のものを含む。)

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための取組】

- ・ 上記改正労働安全衛生規則の全面施行(2024年2月)踏まえ、引き続きその周知徹底及び「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく措置の徹底、「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛予防対策の徹底。(2024年度～)
- ・ 陸上貨物運送事業者に対する荷役労働災害防止対策に関する研修や個別コンサルティング、関係行政機関・関係団体の参画による荷主との協議会等による、陸運事業者の支援。(2024年度～)
- ・ 陸災防、安衛研との協力の下、テールゲートリフターを使用した作業における安全対策についての検討。(2024年度～)

【新たな対策の企画・立案に関する取組】

- ・ フォークリフトの自律化、遠隔化等に伴う安全対策の検討。(2024年度～)
- ・ 個人事業者等に対する安全衛生対策の検討を踏まえた、荷主事業者対策。(今後の議論を踏まえて対応)

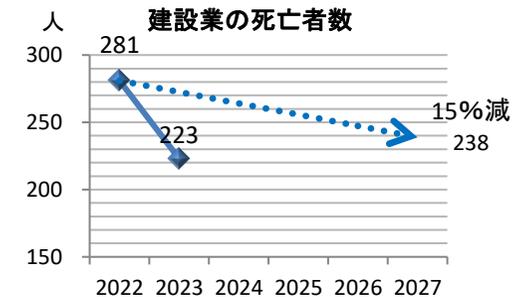
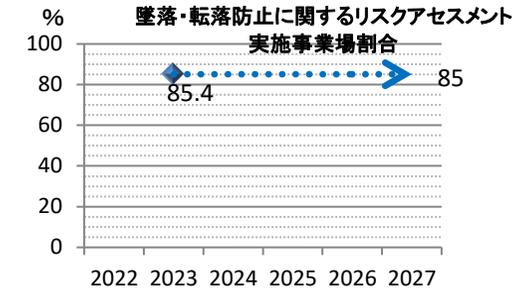
重点項目ごとの取組状況

6. 業種別の労働災害防止対策の推進(建設業)

アウトプット指標	2023年実績	目標値
墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメント(RA)に取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする(労働安全衛生調査)。	85.4%	(2022年) (2027年) (74%)* → 85%以上

*本防災計画策定の参考とした、2022年11月実施のアンケート結果

アウトカム指標	2023年実績	目標値
建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる(死亡災害報告)。	223人	(2022年) (2027年) 281人 → 238人以下



重点項目ごとの取組状況

6. 業種別の労働災害防止対策の推進(建設業)

2023年度の主な取組

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組】

- ・ 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく「より安全な措置」の普及促進をはじめ、足場の組立・解体作業時における正しい作業手順の遵守の徹底を図るため、建設現場での技術的指導及び研修会(墜落・転落災害等防止対策推進事業)の実施
- ・ 屋根・屋上・開口部、低所(はしご、脚立)からの墜落・転落防止のためのマニュアルの策定(2024年3月)
- ・ 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づく基本計画の変更(2023年6月)
- ・ 足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等を内容とする改正労働安全衛生規則(2024年4月全面施行)に基づく対策の周知
- ・ 災害が多発しているはしご・脚立からの墜落・転落災害防止対策のためリーフレット及びチェックリストを活用した指導の実施
- ・ 墜落・転落による労働災害を発生させた事業場に対する再発防止指導の実施

【新たな対策の企画・立案に関する取組】

- ・ 一人親方等に対する安全衛生教育及び一人親方等が入場する工事現場への巡回指導等(建設業の一人親方等の安全衛生活動支援事業)の実施
- ・ デジタル技術を活用した建設施工の自動化、自律化、遠隔化等に伴う安全確保を推進するため、国土交通省が設置する「建設機械施工の自動化・自律化協議会」において、「自動施工における安全ルールVer.1.0」を策定

【その他の取組】

- ・ 建設業労働災害防止協会と連携し、地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事現場への巡回指導、研修会等の実施
- ・ 建設業労働災害防止協会との連携により、中小専門工事業者等に対する安全衛生管理能力の向上のための集団指導・個別指導等の実施

2023年進捗状況

	指標	データ(2023年)	要因分析
アウトプット	墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメント(RA)に取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする	85.4%	制度改正等を契機として、建設業における安全に対する機運が高まり、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメント(RA)の取組をはじめとする安全対策の取組が進んだためと考える。
アウトカム	建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる	223人 (20.6%減)	上記要因により、死亡者数で最大の墜落・転落によるものが大きく減少したためと考える。

6. 業種別の労働災害防止対策の推進（建設業）

今後の主な対応（2024年度に実施中のものを含む。）

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための取組】

- ・ 足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等を内容とする改正労働安全衛生規則（令和6年4月1日全面施行）に基づく対策の徹底を図るための指導。（2024年度～）
- ・ 屋根・屋上・開口部、低所（はしご、脚立）からの墜落・転落防止のためのマニュアルの周知（2024年度～）

【新たな対策の企画・立案に関する取組】

- ・ 国土交通省が設置する「建設機械施工の自動化・自律化協議会」において、試行工事での検証を実施し、同結果を踏まえ「自動施工における安全ルールVer.1.0」を改定。（2024年度～）

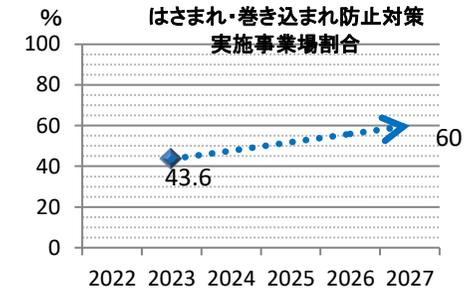
重点項目ごとの取組状況

6. 業種別の労働災害防止対策の推進(製造業)

アウトプット指標	2023年実績	目標値
機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする(労働安全衛生調査)。	43.6%	(2022年) (2027年) (45.0%)* → 60%以上

*本防災計画策定の参考とした、2022年11月実施のアンケート結果

アウトカム指標	2023年実績	目標値
製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる(労働者死傷病報告)。	4,908人	(2022年) (2027年) 4,885人 → 4,640人以下



重点項目ごとの取組状況

6. 業種別の労働災害防止対策の推進（製造業）

2023年度の主な取組

【新たな対策の企画・立案に関する取組】

- ・ 技術進展に対応するための、国際的な安全規格等との整合や労働災害防止でのVR活用等への検討

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組】

- ・ 機械メーカーによる、機械の製造時及び使用時のリスクアセスメント、残留リスクの情報提供に関する周知・指導
- ・ 機械による挟まれ、巻き込まれ災害を発生させた事業場に対する再発防止指導の実施
- ・ 労働災害を発生させた機械の製造メーカーに対する労働災害防止に係る要請の実施
- ・ 機械ユーザーによる、はさまれ・巻き込まれをはじめとした労働災害防止に資する以下の指針・ガイドライン・通達に係る周知や指導の徹底
 - ①機械のリスクアセスメントに関連した、危険性又は有害性等の調査等に関する指針や機械の包括的な安全基準に関する指針
 - ②機能安全による機械等に係る安全確保に関する技術上の指針
 - ③労働災害の多い食品製造業に関連した、食品加工用機械の労働災害防止対策ガイドライン等

2023年進捗状況

	指標	データ(2023年)	要因分析
アウトプット	機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む※製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする	43.6%	事業所規模500名を超えると同防止対策に取り組む事業場の割合が約96%、50名未満では約35%といったように小規模事業場の取組が低迷している。
アウトカム	製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる	4,908人 (0.5%増)	災害発生事業場の57.7%が50人未満の小規模事業場であり、災害防止の取組が低迷している小規模事業場での災害が多い傾向がある。

※ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む事業場として、機械のリスクアセスメントを実施する事業場の割合を集計している

6. 業種別の労働災害防止対策の推進（製造業）

今後の主な対応（2024年度に実施中のものを含む。）

【特に小規模事業場における機械災害防止対策の推進のための取組】

- ・ 実施率の低い小規模事業場が機械のリスクアセスメントを実施できるよう、ツール作成等の支援方策の検討。（2024年度～）
- ・ 機械等を使用する事業者が適切にリスクアセスメントを実施できるよう、引き続き製造者による残留リスク情報の提供に向けた周知・指導。（2024年度～）
- ・ 災害リスクの高い食品加工用機械等を使用する事業者に対し、引き続き適切な指導・周知の実施。（2024年度～）

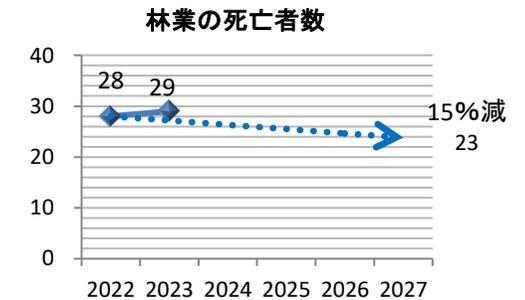
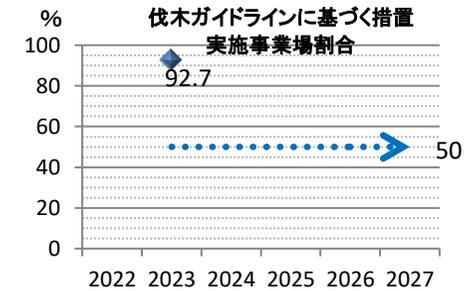
【新たな対策の企画・立案に関する取組】

- ・ 特に機械災害防止に必要な機械等の検査・検定について、専門的知見を有する機関のさらなる活用や検査基準の明確化等を通じた、適切な検査・検定の推進。（2024年度～）

重点項目ごとの取組状況

6. 業種別の労働災害防止対策の推進(林業)

アウトプット指標	2023年実績	目標値
伐木等作業の安全ガイドラインに基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする(労働安全衛生調査)。	92.7%	(2022年) (2027年) - → 50%以上 (参考)2021年の林業従事者を対象とした研修の場を活用したアンケート調査で「伐木ガイドラインに基づく措置を講じている(ガイドラインの複数の主要な事項に取り組んでいる)」: 30.2%
アウトカム指標	2023年実績	目標値
林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる(死亡災害報告)。	29人	(2022年) (2027年) 28人 → 23人以下



重点項目ごとの取組状況

6. 業種別の労働災害防止対策の推進(林業)

2023年度の主な取組

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組】

- ・ 発注者である林野庁を含めた、林業関係団体に対し、2023年度における林業の安全対策に関する留意事項をまとめた要請文の発出
- ・ 「伐木等作業安全対策推進事業」(委託事業)により、伐木等作業の安全ガイドラインを踏まえたマニュアル作成及び全国各ブロックでの安全講習会の実施
- ・ 「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」等に基づく措置の徹底の指導
- ・ 伐木作業に伴う労働災害を発生させた事業場に対する再発防止指導の実施
- ・ 「伐木作業時における労働災害防止のための特別活動」(林災防補助事業)により、都道府県ごとに、労働局、行政機関(林野庁・自治体)、関係団体の協力のもと、関係機関連絡会議、林業事業者に対する伐木作業等に係る集団指導会、林業現場合同安全パトロール等の実施

2023年進捗状況

	指標	データ(2023年)	要因分析
アウトプット	伐木等作業の安全ガイドラインに基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする	92.7%	アウトプット指標の目標を大幅に上回ったのは、2020年の伐木等作業の安全ガイドラインの改正以降、全国での研修等により事業者の安全対策の取組が進んだためと考えられる。
アウトカム	林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる	29人 (3.6%増)	立木等に激突されることによる災害が前年比4人(25%)減少するなど、伐木等作業の安全ガイドラインで主な対象としているチェーンソーを用いた伐木等作業によるものは減少し、林業の死亡災害の中で占める割合も、2022年の57%から2023年は45%に減少した。一方で、車両系木材伐出機械等の転倒や転落といったガイドラインとは直接関連しない災害が増加し、林業全体では1名(3.6%)増加となった。

6. 業種別の労働災害防止対策の推進（林業）

今後の主な対応（2024年度に実施中のものを含む。）

【伐木等作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進】

- ・ 林野庁や地方自治体、関係団体に対し、林業現場における安全対策を明示するとともに、連絡会議や合同安全パトロールの実施すること等を通じ、関係機関との連携強化。（2024年度～）
- ・ 林業事業者に対する、「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」等に基づく伐木作業時の安全対策に係る研修の充実。（2024年度～）

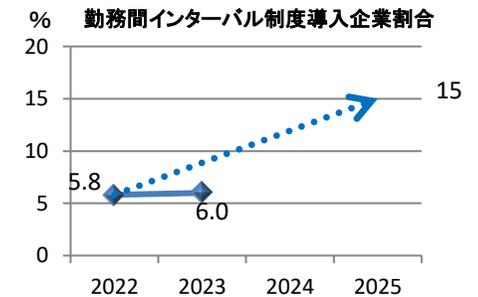
【車両系木材伐出機械等による労働災害防止対策の推進】

- ・ 上記の関係機関との合同安全パトロールや研修の実施時における、車両系木材伐出機械を使用した作業における安全対策の周知徹底。（2024年度～）
- ・ 林野庁と協力し、車両系木材伐出機械等の自律化、遠隔化等に伴う安全対策の検討。（2024年度～）

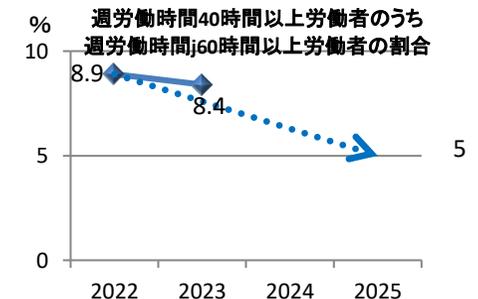
重点項目ごとの取組状況

7. 労働者の健康確保対策の推進(過重労働対策)

アウトプット指標	2023年実績	目標値
年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする(就労条件総合調査)。	-	(2022年) 62.1% → (2025年) 70%以上
勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする(就労条件総合調査)。	6.0%	(2022年) 5.8% → (2025年) 15%以上



アウトカム指標	2023年実績	目標値
週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする(労働力調査)。	8.4%	(2022年) 8.9 → (2025年) 5%以下



重点項目ごとの取組状況

7. 労働者の健康確保対策の推進（過重労働対策）

2023年度の主な取組

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組】

- ・ 長時間労働が疑われる事業場への監督指導の徹底、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知、これに基づく指導等を実施。
- ・ 事業者が医師による面接指導の対象となる長時間労働者に面接指導が勧奨できるよう、制度の趣旨や必要性について周知。
- ・ 勤務間インターバル制度を導入する中小企業への助成金の活用や、導入している企業の好事例や導入・運用のマニュアル、努力義務となっている旨の周知等を実施。

【その他の取組】

- ・ 「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」を引き続き実施。

2023年進捗状況

	指標	データ(2023年)	要因分析
アウトプット	年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする（就労条件総合調査）。	－	年次有給休暇の取得率は、2000年以降5割を下回る水準で推移していたが、2019年4月から年5日の年次有給休暇の時季指定の事業主への義務付けが行われたこともあり、2022年は62.1%と過去最高の数値となっている。
	勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする（就労条件総合調査）。	6.0%	勤務間インターバル制度について、導入状況別の企業割合をみると、「導入している」が6.0%、「導入を予定又は検討している」が11.8%、「導入の予定はなく、検討もしていない」が81.5%となっている。さらに、勤務間インターバル制度の導入の予定はなく、検討もしていない企業について、その理由別の割合をみると、「超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため」が51.9%と最も多く、次いで、「当該制度を知らなかったため」が23.5%となっている。加えて、週労働時間が40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合が高い産業について、その多くで勤務間インターバル制度導入企業割合が低く、特に「宿泊業、サービス業」が2.3%、「建設業」が1.5%となっている。また、企業規模が小さくなるほど勤務間インターバル制度の導入割合は低くなっている。 一方、実際の終業時刻から始業時刻までの間隔が11時間以上空いている労働者の状況別の企業割合をみると、「全員」が31.1%、「ほとんど全員」が38.5%となっており、実質的に11時間の休息時間を確保している企業の割合は約7割となっている。
アウトカム	週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする（労働力調査）。	8.4%	月末1週間の就業時間が40時間以上の雇用者（非農林業）のうち60時間以上の雇用者の割合は、2020年から2023年の間だ、ほぼ横ばいであり、2023年は8.4%であった。

7. 労働者の健康確保対策の推進（過重労働対策）

今後の主な対応（2024年度に実施中のものを含む。）

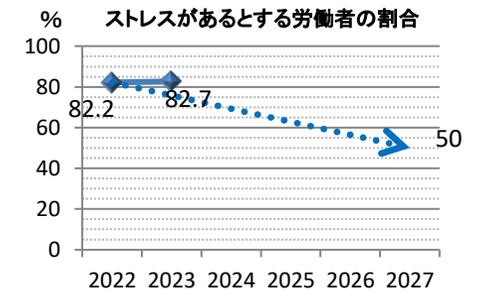
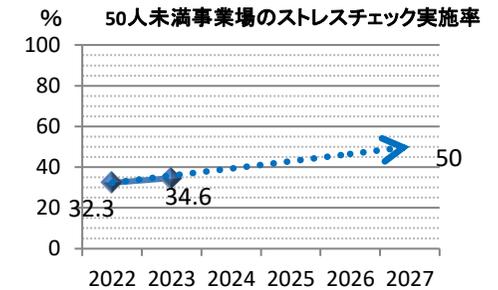
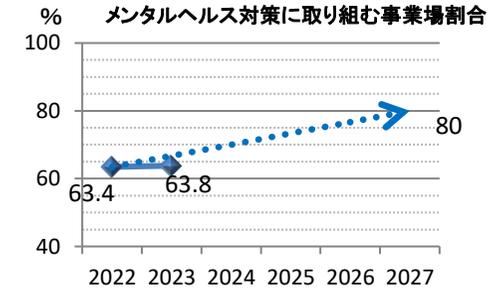
- ・ 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、過重労働対策に関する情報を発信するとともに、過重労働による健康不安等についての労働者等からの電話・メール・SNSによる相談への対応を実施（2024年度～）。
- ・ 「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」を引き続き実施。過労死等防止調査研究センターのポータルサイトにおいて、同研究の研究成果や過労死等防止の情報を公開するとともに、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」においても、同研究の主な成果について情報提供を実施（2024年度～）。
- ・ 産業保健総合支援センターにおいて、産業医等の産業保健関係者を対象に、過重労働による健康障害防止対策を含む研修を実施。
- ・ 特に勤務間インターバル制度の導入促進については、上記取組に加え、
 - ①企業における取組を波及させることを念頭に産業医等に対して勤務間インターバル制度の内容・効果の周知を実施
 - ②勤務間インターバル制度の導入の必要性を感じていない企業に対する取組として、同制度の導入が労働者の健康の確保に資することに加え、人材確保にもつながるなどのメリットがあること等、同制度の意義を訴求するコンテンツを作成し周知等を実施。（2024年度～）
- ・ 過労死等を繰り返し発生させ、長時間労働の是正や過重労働による健康障害防止等が特に必要と認められる企業に対して、過労死等防止計画指導等を実施。（2024年度～）

重点項目ごとの取組状況

7. 労働者の健康確保対策の推進(メンタルヘルス対策)

アウトプット指標	2023年実績	目標値
メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする(労働安全衛生調査)。	63.8%	(2022年) (2027年) 63.4% → 80%以上
使用する労働者数 50 人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする(労働安全衛生調査)。	34.6%	(2022年) (2027年) 32.3% → 50%以上

アウトカム指標	2023年実績	目標値
自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする(労働安全衛生調査)。	82.7%	(2022年) (2027年) 82.2% → 50%未満



重点項目ごとの取組状況

7. 労働者の健康確保対策の推進(メンタルヘルス対策)

2023年度の主な取組

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組】

- ・ 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、事業場のメンタルヘルス対策の取組事例をはじめ、職場のメンタルヘルス対策に関する総合的な情報提供を行うとともに、労働者等に対する電話・メール・SNSによるメンタル不調等の相談対応を実施。
- ・ 厚生労働省が提供するストレスチェックの無料実施プログラムについて、事業場が使いやすくなるよう改修を実施。
- ・ 精神障害の労災認定申請事案を発生させるなど、事業場のメンタルヘルス対策の実施に問題が疑われる事業場に対する個別指導等の実施
- ・ 産業保健総合支援センターにおいて、産業保健スタッフ等に対し、メンタルヘルス対策に関する専門的研修や専門的相談対応、個別訪問支援等を実施。地域産業保健センターにおいて、小規模事業場の労働者や事業者を対象にして、メンタルヘルスの相談対応や高ストレス者に対する面接指導等を実施。

2023年進捗状況

	指標	データ(2023年)	要因分析
アウトプット	メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする	63.8% (前年比0.4ポイント増)	メンタルヘルス対策を実施していない理由については、「該当する労働者がいない」:40.7%、「専門スタッフがいない」:33.1%、「取り組み方がわからない」:29.4%となっている。
	使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする	34.6% (前年比2.3ポイント増)	ストレスチェック未実施の理由についても、メンタルヘルス対策の取組と同様、該当する労働者がいない、専門スタッフがいない、取り組み方がわからないなどによるものと考えられる。
アウトカム	自分の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする	82.7% (前年比0.5ポイント増)	強い不安、悩み、ストレスの内容のうち、令和4年に企業マニユアルが策定されたカスタマーハラスメントに関する項目が4.7ポイント上昇していること等が、2022年からの増加に影響。

重点項目ごとの取組状況

7. 労働者の健康確保対策の推進（メンタルヘルス対策）

今後の主な対応（2024年度に実施中のものを含む。）

【職場におけるメンタルヘルス対策を推進するための取組】

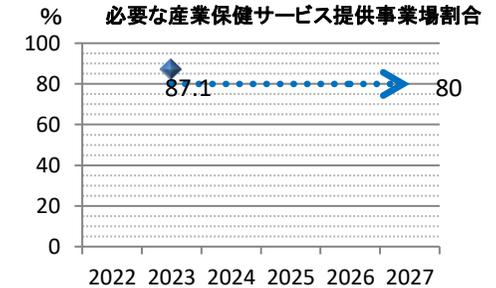
- ・ 小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、産業保健総合支援センターや地域産業保健センターにおける対応の充実・強化（2024年度は、産業保健総合支援センターにおいて、精神科産業医や心理職による相談体制等を拡充）（2024年度～）
- ・ 強いストレス等がある労働者の割合の減少に資するよう、特に小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」における小規模事業場の事例の提供やセルフチェックツールの充実等を図るとともに、労働者等からの電話・メール・SNS相談のニーズに対応できる体制を整備（2024年度～）
- ・ 「ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会」の検討結果を踏まえた、メンタルヘルス対策の強化（2024年度～）

重点項目ごとの取組状況

7. 労働者の健康確保対策の推進（産業保健活動の推進対策）

アウトプット指標	2023年実績	目標値
各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする（労働安全衛生調査）。	87.1%	(2022年) (2027年) (78.2%)* → 80%以上

*本防災計画策定の参考とした、2022年11月実施のアンケート結果



2023年度の主な取組

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組】

- ・ 産業保健総合支援センター等において、相談体制の拡充や産業保健スタッフ等への研修の拡充等を行うとともに、周知啓発を実施。
- ・ 職場の健康診断実施強化月間の機会等を捉え、保健指導等の産業保健サービスの提供について周知啓発を実施。

2023年進捗状況

	指標	データ(2023年)	要因分析
アウトプット	各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする	87.1%	健康診断結果に基づく対応、メンタルヘルス対策、高年齢労働者への対応などの取組に関心を持つ企業が増えたためと考えられる。

今後の主な対応（2024年度に実施中のものを含む。）

- ・引き続き必要な産業保健の取組を周知啓発するとともに、産業保健総合支援センター等で実施している支援事業等の周知の実施。

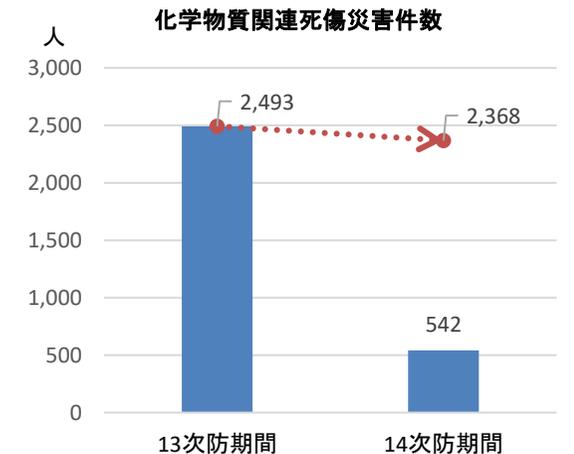
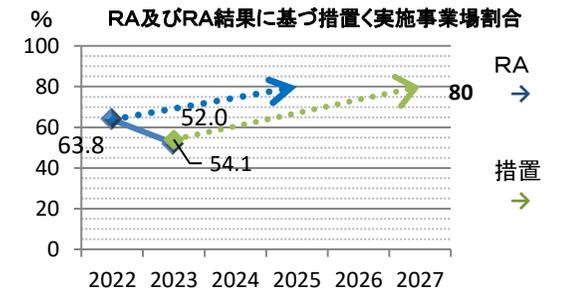
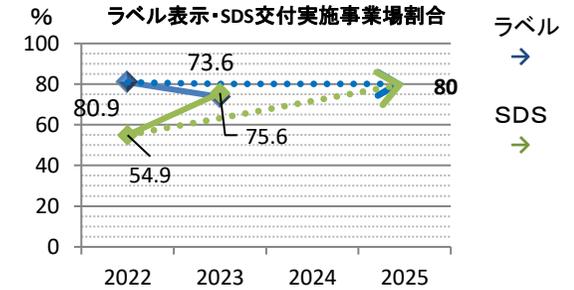
重点項目ごとの取組状況

8. 化学物質等による健康障害防止対策の推進（化学物質による健康障害防止対策）

アウトプット指標	2023年実績	目標値
ラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする（労働安全衛生調査）。	ラベル: 73.6% SDS: 75.6%	(2022年) (2025年) ラベル: 80.9% → 80%以上 SDS: 54.9% → 80%以上
リスクアセスメント（RA）の実施の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、RAを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、RA結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする（労働安全衛生調査）。	RA: 52.0% 措置: 54.1%	(2022年) (2025年) RA: 63.8% → 80%以上 (2022年) (2027年) 措置: — → 80%以上*

*リスクアセスメントに基づく必要な措置の実施については、リスクアセスメントを実施していることが前提となるため、同様の目標値とした。

アウトカム指標	2023年実績	目標値
化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、5%以上減少させる（労働者死傷病報告）。	二 (2023年の死傷災害: 542人)	(13次防期間) (14次防期間) 2,493人 → 2,368人未満



重点項目ごとの取組状況

8. 化学物質等による健康障害防止対策の推進（化学物質による健康障害防止対策）

2023年度の主な取組

【新たな対策の企画・立案に関する取組】

- 化学物質の性状に関連の強い労働災害（2019年から2021年に発生した計1,229件分）の分析を実施（労働安全衛生研究所。2024年6月に結果公表）。

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組】

- 適切な化学物質対策の実施のため、化学物質管理専門家、作業環境管理専門家を含めた専門家の活用について、都道府県労働局を通じて周知。
- 化学物質に起因する労働災害を発生させた事業場に対する再発防止対策の指導
- ラベル表示・SDSなど化学物質管理に関する相談窓口の設置及び中小規模事業場等に対する専門家によるリスクアセスメント等の訪問支援の実施。
- ラベル表示およびSDS交付に係る支援として、160物質のGHS分類を実施、105物質のモデルSDSを作成し、公開。
- 化学物質管理に関する講習カリキュラムに基づき作成した講義動画を作成、公表。リスクアセスメント対象物製造事業場向け化学物質管理者テキストと併せて周知。
- 建設業における化学物質を取り扱う作業（ドア塗装等有機溶剤取扱い作業など）6作業について、化学物質リスク管理マニュアルを作成。
- リスクアセスメント及びその結果を踏まえた措置について、クリエイト・シンプル（簡易なリスクアセスメント手法）の改修を行い、セミナー等を通じて周知。

2023年進捗状況

	指標	データ(2023年)	要因分析
アウトプット	ラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする	ラベル: 73.6% SDS: 75.6%	ラベル表示をしていない理由としては、「義務対象となっていないため」が54.2%と最も多く、2022年の23.6%から30ポイント程度増加しており、義務対象物質以外のラベル表示の必要性について十分に理解が進んでいないことが考えられる。
	リスクアセスメント（RA）の実施の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、RAを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、RA結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする	RA: 52.0% 措置: 54.1%	本調査ではRAを実施していない理由は調査できていないことから、今後、業界団体へのアンケートにより理由等を把握し、分析を行う。
アウトカム	化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、5%以上減少させる	— (2023年の死傷災害: 542人)	化学物質の性状に関連の強い死傷災害の発生件数について、2023年は542件であり、前年の2022年の512件と比べ増加している。労働安全衛生研究所による災害の分析を進めている。

重点項目ごとの取組状況

8. 化学物質等による健康障害防止対策の推進（化学物質による健康障害防止対策）

今後の主な対応（2024年度に実施中のものを含む。）

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組】

- ・ ラベル・SDSの作成及びリスクアセスメントを実施する事業場への支援として、専用の事業者向け相談窓口の開設及び講習会等の実施（2024年度～）化学物質管理者の選任に関して、講習テキスト、講義動画の活用をセミナー等を通じて周知（2024年度～）
- ・ 引き続き、事業者がラベル・SDSを作成する際に参考となるモデルラベル・SDSを作成・公開（2024年度～）
- ・ 引き続き、セミナー等でのクリエイト・シンプルの周知（2024年度～）
- ・ 建設業において、建築事業に引き続き化学物質を取り扱う土木事業の作業についても、引き続き化学物質リスク管理マニュアルを作成（2024年度～）
- ・ 化学物質の性状に関連の強い労働災害の分析結果を踏まえつつ、労働災害の発生が多い洗剤・洗浄剤や塗料、接着剤等を用いた作業に関するマニュアルの作成（2024年度～）
- ・ 化学物質管理専門家、作業環境管理専門家といった専門家の活用のため、該当者の一覧を都道府県労働局を通じて周知（2024年度～）

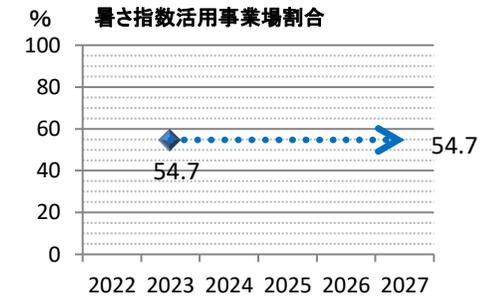
【新たな対策の企画・立案に関する取組】

- ・ 化学物質自律的管理制度の本格施行及び対象物質の拡大を踏まえた制度改善の検討（2024年度～）

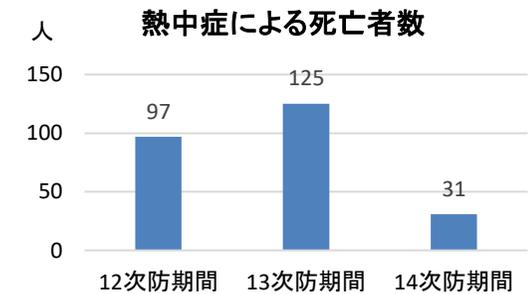
重点項目ごとの取組状況

8. 化学物質等による健康障害防止対策の推進(熱中症による健康障害防止対策)

アウトプット指標	2023年実績	目標値
熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる(労働安全衛生調査)。	54.7%	(2023年) 54.7% → (2027年) 54.7%以上



アウトカム指標	2023年実績	目標値
増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる(労働者死傷病報告)。	— (2023年の死亡者数31人)	(13次防期間) 28.9% → (14次防期間) 28.9%未満 2013~2017年総数: 97人 2018~2022年総数: 125人



重点項目ごとの取組状況

8. 化学物質等による健康障害防止対策の推進(熱中症による健康障害防止対策)

2023年度の主な取組

【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組】

- ・ 熱中症による労働災害予防に役立つ教育動画を作業向けと管理者向けに作成し、専用のポータルサイトで公開
- ・ 熱中症対策推進会議等への参加による関係省庁と連携した取組の実施
- ・ STOP!熱中症クールワークキャンペーンを通して、「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく基本的な熱中症予防対策を講ずるよう周知
- ・ キャンペーン期間を捉えた説明会の開催(2024年度は約3,700回開催、参加者約15,000人)のほか、建設現場に対する一斉監督指導等の場を活用した事業場に対する熱中症予防の周知・指導を実施

【新たな対策の企画・立案に関する取組】

- ・ キャンペーン期間中の会員事業場に対する取組の推奨等

2023年進捗状況

	指標	データ(2023年)	要因分析
アウトプット	熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる	54.7%	2016年度の労働安全衛生調査においては、屋外作業がある事業場の55.1%が暑さ指数を把握しており、その内58.2%が暑さ指数を活用していたところであり、事業場の熱中症対策の取組が進んだと考えられる。 *2023年度調査は屋外作業又は暑熱若しくは多湿の屋内作業がある事業所に対して調査
アウトカム	増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる	— (2023年の死亡者数31人)	2023年夏は観測史上最も暑い夏となった影響から、熱中症による死亡者数は過去10年で最も大きいものとなった。死亡者数の増加率が抑制された可能性があるものの、予断を許さない状況である。

今後の主な対応 (2024年度に実施中のものを含む。)

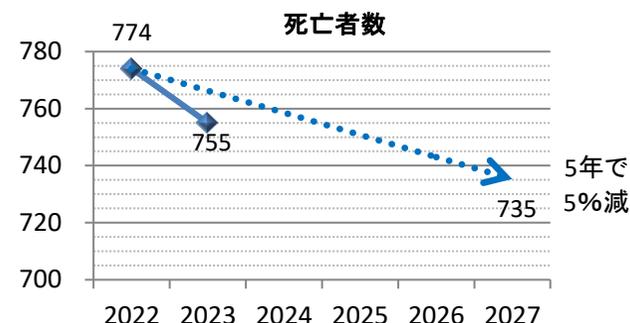
【アウトプット指標に掲げる事項を推進するための具体的な取組】

- ・ 職場で働く労働者のニーズを踏まえ、熱中症対策補助ツールの導入と熱中症対策のための作業計画のケースモデルの作成(2024年度)
- ・ 事業場へのヒアリングを通じた熱中症対策の好事例の収集(2024年度～)
- ・ 熱中症による死亡事例を減少させるため、熱中症を発症した際の緊急時マニュアルを策定予定(2024年度中)
- ・ 上記を踏まえ、来年度の夏季に向け、熱中症を重篤化させないための対策のほか、熱中症予防のためにクールワークキャンペーンにおける重点的に取り組むべき項目等を検討(2024年度～)

第14次労働災害防止計画の目標に関する令和5年（2023年）実績

【死亡災害全体】

計画の目標	2023年実績	目標値
2022年と比較して、2027年までに5%以上減少する（死亡災害報告）。	755人 (2022年比2.5%減)	(2022年) 774人 → (2027年) 735人以下

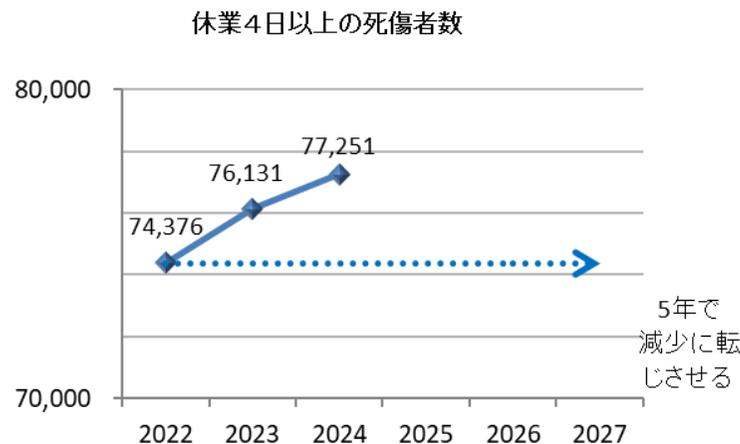
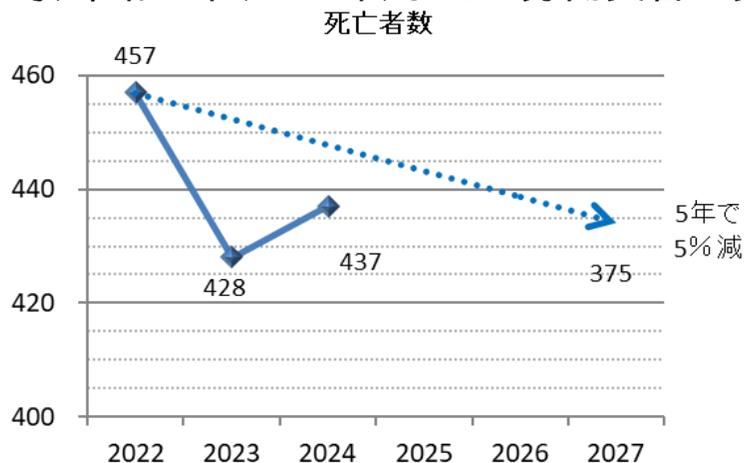


【死傷災害全体】

計画の目標	2023年実績	目標値
2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少に転ずる（労働者死傷病報告）。	135,371人 (2022年比2.3%増)	(2022年) 132,355人 → (2027年) 132,355人未満



(参考) 令和6年(2024年)までの労働災害の発生状況（8月末速報値による比較）



※ 死亡者数、死傷者数ともに新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた数

両指標の関係性を検証するためには、「事業場全体」と「災害発生事業場」の状況を比較する必要があることから、災害発生事業場における各種取組の実施状況【対応策1】についても把握

アウトプット指標

指標の把握に必要な調査項目

- ① 事業場における各種取組の実施状況（安全衛生調査等）
- ② ①の深掘り項目

関係性

アウトカム指標

指標の把握に必要な調査項目

- 労働災害等の発生状況（労働者死傷病報告等）
- ※ 災害発生率の場合は労働力調査と併せて算出

深掘り項目の追加【対応策2】により、検証精度を向上

事業場の取組が労働者の協力のもとで行われているかを把握するため、災害発生事業場における労働者の協力の状況【対応策3】を把握

【今後のスケジュール感】

対応策	スケジュール	
	令和5年度	令和6年度
対応策1: 災害発生事業場における取組の実施状況に関する調査	「災害防止計画評価委員会」において、アウトプット指標ごとに具体的な調査項目(案)を取りまとめ	労働基準監督署が労働者死傷病報告提出事業場に対して実施した再発防止指導の際に把握した情報の集約
対応策2: 深掘り項目に関する調査		関係団体等の協力を得て、事業場における取組状況についての実態把握(把握手法は団体等の状況による)
対応策3: 災害発生事業場における労働者の協力の状況に関する調査		死傷病報告提出事業場を通じ、被災労働者に対して委託事業にて実施するWebアンケートへの協力を依頼